

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	独立行政法人都市再生機構

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 実物資産については、保有の必要性の見直しを行い、再編計画や処分計画を策定し、不要となった資産について適宜処分を行っているところである。</p> <p>○ 引き続き、本基本方針を踏まえ、着実に実施する。</p> <p>○ なお、現在機構においては国庫納付すべき不要資産は保有していない。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	該当なし
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外にも、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	○ 貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを行っているところ。
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 事務所等の実物資産については、事業の進捗状況や保有の必要性等を勘案して再編計画や処分計画を策定し、不要となった資産について適宜処分を行っているところである。</p> <p>○ 事務所については、再編計画を策定し、移転・集約化、処分等を実施している。</p> <p>(移転・集約化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多摩ニュータウン事業本部事務所を廃止し、新宿アイランドタワーに集約 ・ 外部賃借していた神奈川地域支社を本社ビルに集約 <p>(処分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉ニュータウン事業本部(新館) ・ 都市技術研究所(敷地の一部)
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	該当なし
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	該当なし
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	○ 今年度中に処分に向けた公募を開始すべく、募集条件等の検討に着手している。

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 事務所等の実物資産については、事業の進捗状況や保有の必要性等を勘案して再編計画や処分計画を策定し、不要となった資産について適宜処分を行っているところである。具体的には、平成22年度までに、多摩ニュータウン事業本部事務所を廃止し、新宿アイランドタワーに集約し外部賃借していた神奈川地域支社を本社ビルに集約するとともに、職員宿舎についても、平成22年度において5物件を処分した。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 「随意契約等見直し計画」を着実に実施し、「競争性のない随意契約」については、平成20年度(同計画策定時)の86,622,015千円あったものを、平成22年度において38,388,298千円まで削減した。</p> <p>○ 随意契約については、随意契約等見直し計画に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないもの及び過去に締結した協定等に基づき随意契約によらざるを得ないものを除き、平成22年度をもって随意契約を完了し、一般競争入札等に移行した。</p> <p>○ 一般競争入札等の実施にあたっては、一者応札・一者応募となる恐れがある契約については、より一層の競争性を確保するため、その推測される要因を踏まえ、情報提供の拡充、公告等期間の十分な確保、応募要件の緩和、仕様書の充実、業務準備期間の確保及び再公募の実施など可能な限り改善方策を実施した。</p> <p>○ 平成23年度についても、一者応札・一者応募となる恐れがある契約については、上記の改善方策を引き続き実施している。</p> <p>【平成22年度の契約実績】※()内の数字は、全体の契約金額及び件数に占める割合 一般競争等 242,467,758千円(86.3%)、競争性のない随意契約 38,388,298千円(13.7%) 一般競争等 6,242件(74.8%)、競争性のない随意契約 2,104件(25.2%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係性を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 平成23年6月3日付けの事務連絡を踏まえて、7月1日以降に入札公告等を行う案件から実施している。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	

<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 機構の業務運営の透明性、効率性を向上させ、財務状態の改善に資する観点から、これまで機構との取引等に由来して関係会社に蓄積されてきた利益剰余金については機構への返納等を要請することとし、その方法等を「独立行政法人都市再生機構の関係会社における利益剰余金の取扱いに関する基本的な考え方」としてとりまとめた。この考え方にに基づき、機構に対して関係会社の利益剰余金を機構に返納させるよう求め、機構及び返納対象となる関係会社において当該関係会社の株主等の利害関係者との返納に向けた協議を行う。</p> <p>○ これにより、機構の負債の圧縮を図るとともに、国費の負担軽減に資する措置を講じよう努める。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 「都市機構事業コスト構造改善プログラム」に基づき総合的なコストの縮減を行い、与えられた条件の下でコストの最小化とサービスの最大化を図るよう努めている。</p> <p>○ 平成22年度のコスト縮減方策として、複数工区を一工区にまとめて発注する「大規模発注方式」(大括り化による発注方式)や、「設計・施工一括発注方式」、建築工事における積算運用の見直し、スライドの適用、土木工事における「枠組協定一括発注方式」などの取組を行った。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ UR営業センターや現地案内所等の入居者募集業務について、平成21年7月から、公共サービス改革法に基づく市場化テストの業務を実施している(業務実施期間:平成21年7月1日～平成24年6月30日)。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 随意契約については、随意契約等見直し計画に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないもの及び過去に締結した協定等に基づき随意契約によらざるを得ないものを除き、平成22年度をもって随意契約を完了し、一般競争入札等に移行した。</p> <p>○ 一般競争入札等の実施にあたっては、一者応札・一者応募となる恐れがある契約については、より一層の競争性を確保するため、その推測される要因を踏まえ、情報提供の拡充、公告等期間の十分な確保、応募要件の緩和、仕様書の充実、業務準備期間の確保及び再公募の実施など可能な限り改善方策を実施した。</p> <p>○ 平成23年度についても、一者応札・一者応募となる恐れがある契約については、上記の改善方策を引続き実施している。</p> <p>これらにより、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講じている。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p> <p>① 人件費の適正化</p>	

<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>—</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 機構のラスパイレス指数は、これまでの様々な取組(給与構造改革の実施、特別手当の支給月数等の引下げ等)により漸減しているが、平成21年度における年齢・地域・学歴を勘案した実質的な同指数は113.0となっている。 ○ 平成22年度においては、国の給与改定の動向を参考とし、職務・職責に応じた給与体系を目指す考え方を基本として、国よりも幅広い年齢層を対象とした本給の引き下げ、国と同様に55歳を超える職員に係る給与の一定率の減額、特別手当についても国の期末手当及び勤勉手当の支給月数を参考に、支給月数の引き下げを行い、全体で国を上回る引下げを行った。 ○ また、給与構造改革の一環として、昇給を1号給抑制する措置を平成22年度も引き続き実施した(国は平成21年度で終了)。 ○ これらの取組により、平成22年度における年齢・地域・学歴を勘案した実質的な同指数は112.4と漸減している。 ○ 今後も年功的な給与上昇の抑制、職務・職責に応じた新たな給与体系の継続的な運用を進めるとともに、業務の見直しとあわせて組織のスリム化を進め、管理職数を削減すること等により、給与水準の適正化を図ることとしており、平成23年度の年齢・地域・学歴を勘案した実質的な同指数は112程度になるものと見込まれる。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を国土交通省のHPIに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 平成22年度の監事監査における対象項目として、監査を受けた。また、業務実績報告書において、給与水準の適正化の取組状況について記載し、評価委員会による事後評価を受けている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、平成20年度と平成25年度を比較して20%以上、事業費(公租公課、敷金保証金払戻金を除く。)について、平成20年度と平成25年度を比較して20%以上それぞれ削減するという目標を設定している。平成22年度までの実績として、平成20年度比で一般管理費については19.1%、事業費については9.1%削減している。</p>

<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利厚生費について、これまでレクリエーション経費等の廃止や互助組織に対する支出の縮減を実施してきたが、平成22年度から互助組織に対する支出を廃止した。 ○ 給与振込経費については、既にコスト削減努力を行い、国よりも低廉なものとなっている。 ○ 海外出張旅費については、国家公務員の規程等に準じた取扱いとしている。 ○ 職員の諸手当は国に準じたものとなっている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 事業費等については、複数年度にわたる工事を一括して入札する方式により、諸経費・仮設費等の削減を図るなど、必要な経費を積算段階から精査・縮減する取組を行い、透明化、合理化を図っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ コンプライアンスを総括するカスタマーコミュニケーション室を設置し、「コンプライアンス基本方針」「コンプライアンス行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」の策定・整備を行うとともに、役職員の意識を高めるための研修や講演会を、継続して実施している。 ○ 理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項を審議・推進している(平成22年度末までに計19回開催)。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし (機構が保有する特許は、第三者からの権利侵害の訴えを予防するための防衛を目的として取得しているものであり、自己収入の拡大に資する特許等は保有していない。)</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、第三者委員会である「事業評価監視委員会」を設置し、外部評価を機構の事業に適切に反映することとしている。 ○ 平成22年度においては、「都市再生事業実施に係る基準」(平成20年3月当初策定)を見直し、都市再生事業の着手前に基準への適合検証を行うこととした。適合検証結果は事業評価監視委員会の評価を受け、その評価結果は事業着手後に速やかに公表する。</p>

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

○ 事業評価実施規程、事業評価実施要領等に基づき、対象となる事業毎に事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行い、必要に応じて事業の見直しを行うほか、継続が適当でない場合には事業を中止する等の対応方針を定めている。
○ 再評価及び事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くものとし、審議の結果を踏まえた機構の対応方針については、これをホームページで公表している。
○ 平成22年度は、新規採択時評価(7件)、再評価(28件)、事後評価(2件)を実施した。